令和８年度事業計画

Ⅰ　調査研究事業(公益目的事業 1)

国、地方公共団体等からの委託を受け、港湾を含む臨海部や航路筋等における工事作業に伴う船舶交通の安全対策、大型船舶の出入港にかかる航行安全対策等について、学識経験者、海事・漁業関係者及び関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査・検討を行い、その結果を報告書として取りまとめる。

Ⅱ　海難防止活動事業(公益目的事業 2)

1　海の安全運動の推進

第三管区海上保安本部及び同本部管内保安部署においては、関東及びその周辺海域の海難を防止するため、海事・漁業関係者、マリンレジャー関係者等と協力して官民一体で「海の安全運動」を実施しており、当協会は、公益財団法人日本海事センターの補助を受け、同管区本部と連携し、「海の安全運動推進連絡会議(議長：当協会理事長)」の事務局として、同運動を展開しているところである。

令和８年度においては、令和７年度の海の安全運動の取り組みを分析・評価し、海難防止の実効性を高めるべく計画を立案し、海の安全運動を推進する。

2　京浜港(東京区)、清水港及び田子の浦港の津波対策に関する検討

南海トラフ地震臨時情報の運用開始(令和元年)、大規模地震・津波災害応急対処方針の改定(令和５年)など国の災害対応が見直されたことに加え、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が初めて発表され(令和６年)、昨年３月に南海トラフ地震、12月に首都直下地震の被害想定が見直されたところ、当協会では、令和７年度に京浜港(横浜区・川崎区)及び横須賀港の津波対策に関する検討会を設置して、津波対策の現状を把握したうえで、津波に備えて平素から検討しておくべき事項、津波警報等の発表時に船舶が避難する際に参考とすべき事項について検討を行ない、津波対策の周知啓発に資するリーフレット及び講習資料を作成した。

令和８年度においても、公益財団法人日本海事センターの補助を受けて本事業を継続し、京浜港(東京区)、清水港及び田子の浦港について検討会を設置して引続き検討を行う。

3　航行安全情報管理事業の実施

国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所からの委託を受け川崎東扇島に設置した川崎航行安全情報管理室及び東京都港湾局東京港建設事務所の委託を受け大田区令和島に設置した東京航行安全情報管理室並びに東亜建

設工業株式会社と業務委託契約をそれぞれ締結し当協会職員を勤務させている新本牧航行安全管理事務所及び鶴見白石航行安全情報管理室(令和 7 年度末まで)において、工事施工海域の周辺を航行する一般船舶と工事関係船舶の安全を確保し事故防止を図るため、周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶又は工事関係者に対する助言・指導等を実施しているところである。

令和 8 年度においても、令和 7 年度同様、川崎航行安全情報管理室、東京航行安全情報管理室及び新本牧航行安全管理事務所並びに東亜建設工業株式会社と業務委託契約を締結して、令和 8 年 5 月に新設する海の森航行安全情報管理室で業務を実施する。

なお、東京航行安全情報管理室は、令和 8 年 4 月から東京港 13 号埋立地内の青海に移転する。

4　地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事実施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止や海上交通安全の維持・向上に関する講演を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

① 令和 8 年 7 月　神奈川地域、東京地域及び千葉地域
② 令和 9 年 2 月　神奈川・東京地域(合同開催)及び千葉地域

5　安全講習会の開催等

海事・港湾関係者及び関係官庁が開催する安全講習会等への講師派遣依頼を受け講師を派遣する。

Ⅲ　その他の事業(公益目的事業 2)

1　会報誌の発行

当協会と会員との間で一層の意思疎通を図るため、「海の安全ジャーナル UW」を発行しているところである。

令和 8 年度においても、引き続き年 2 回発行し当協会の事業について広く理解を得るため、会員や関係機関のほか、幅広く希望者に配布する。

2　ホームページによる情報提供

引き続きホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載し、リアルタイムな情報の提供に努め、内容の充実を図ることとする。